



茨城労働局発表

平成27年11月27日

14時解禁

担当	茨城労働局職業安定部職業対策課			
	課長	綿引	基順	
	地方障害者雇用担当官	小野	正	
	電話	029(224)6219		

民間企業の実雇用率は1.83% ～雇用障害者数・実雇用率は過去最高を更新～

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率：民間企業の場合は2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けており、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について報告を求めています。

茨城労働局（局長 中屋敷 勝也）では、このほど、平成27年6月1日現在における茨城県の「障害者雇用状況」を集計しましたので、その結果を公表します。

【集計結果の主なポイント】

- 1 【民間企業】〔法定雇用率2.0%〕 ※（ ）は前年の値
○雇用障害者数、実雇用率は過去最高を更新【次ページのグラフ参照】
 - ・雇用障害者数は4,927.0人（4,722.5人）前年比4.3%、204.5人増加
 - ・実雇用率は1.83%（1.75%）前年より0.08ポイント増加
 - ・法定雇用率達成企業の割合は53.1%（50.2%）前年より2.9ポイント増加
- 2 【公的機関等】〔同2.3%、県の教育委員会は同2.2%〕 ※（ ）は前年の値
○茨城県及び市町村等全てで法定雇用率を達成
 - ・茨城県の機関：雇用障害者数160.5人（157.5人）、実雇用率2.38%（2.36%）
 - ・茨城県教育委員会：雇用障害者数363.5人（369.5人）、実雇用率2.22%（2.24%）
 - ・市町村等：雇用障害者数538.0人（532.5人）、実雇用率2.45%（2.43%）
- 3 【独立行政法人など】〔同2.3%〕 ※（ ）は前年の値
○18機関中17機関で法定雇用率を達成（なお、未達成機関は10月1日現在で法定雇用率達成）
 - ・雇用障害者数599.5人（602.5人）、実雇用率2.45%（2.54%）

※雇用障害者数のカウント方法については、P7の注2、注3参照

茨城県の「障害者雇用状況」報告集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

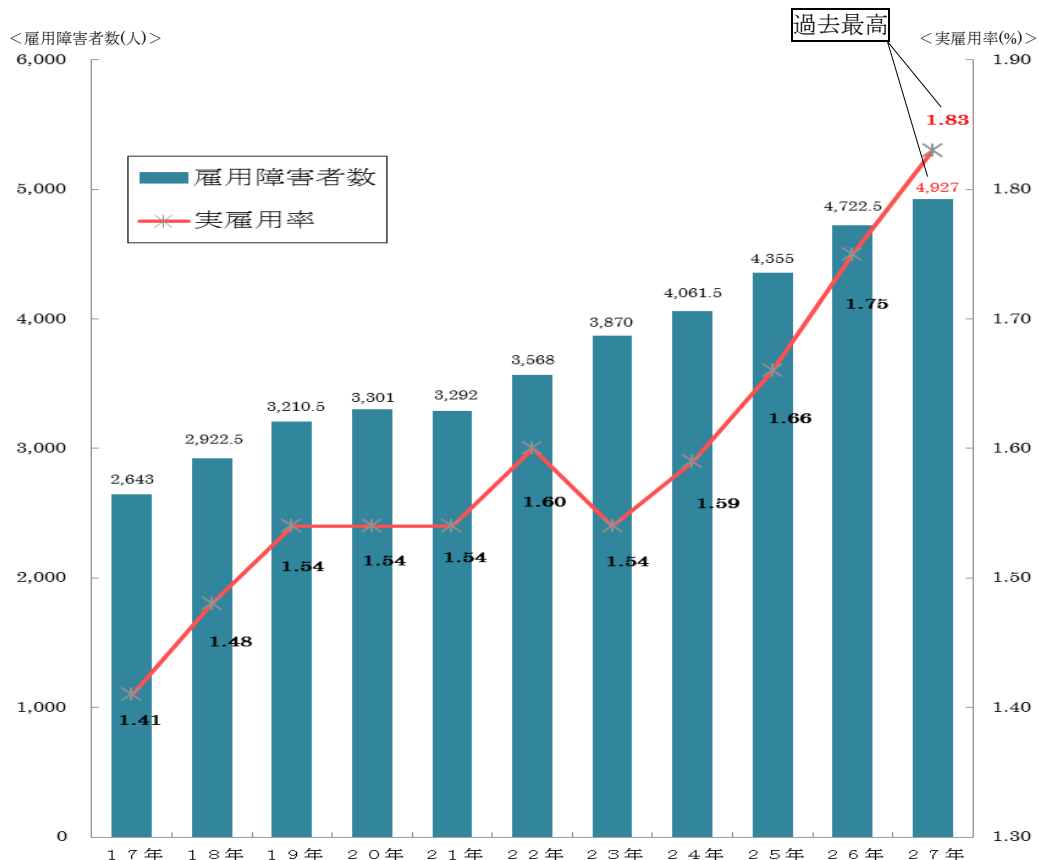
（１）雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

（別添第１表）

- ① 民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0％）における雇用障害者数は4,927.0人で、前年より4.3％（204.5人）増加し、6年連続で過去最高となった。
- ② 雇用障害者のうち、身体障害者は3,307.0人（対前年比0.6％）、知的障害者は1,220.5人（同7.1％）、精神障害者は399.5人（同35.4％）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の増加が大きい。
- ③ 実雇用率は3年連続で過去最高の1.83％（前年は1.75％）、法定雇用率達成企業の割合は53.1％（同50.2％）であった。

民間企業における障害者の雇用状況（グラフ）

民間企業の雇用障害者数と実雇用率の推移



（注）平成22年7月において雇用障害者数のカウント方法が見直されるなどの制度改正が行われるなどしているため、各年度ごとの単純比較はできないものであること

（２）企業規模別の状況 （別添第２表） ※（ ）は前年の値

① 雇用されている障害者数についてみると、50～100 人未満規模企業で 682.5 人（601.0 人）、100～300 人未満は 1,557.0 人（1,397.0 人）、300～500 人未満は 594.5 人（602.0 人）、500～1,000 人未満は 510.0 人（596.5 人）、1,000 人以上は 1,583.0 人（1,526.0 人）であった。

② 実雇用率についてみると、50～100 人未満で 1.48%（1.32%）、100～300 人未満は 1.79%（1.69%）、300～500 人未満は 1.70%（1.61%）、500～1,000 人未満は 1.95%（2.11%）、1,000 人以上は 2.09%（2.00%）であった。

なお、民間企業全体の実雇用率 1.83%（1.75%）と比較すると、500 人～1000 人未満規模企業と 1,000 人以上規模企業が上回っている。

③ 法定雇用率達成企業の割合についてみると、50～100 人未満で 50.9%（51.5%）、100～300 人未満は 55.3%（48.7%）、300～500 人未満は 50.5%（44.0%）、500～1,000 人未満は 57.8%（58.7%）、1,000 人以上は 60.6%（56.3%）であった。

民間企業全体の割合 53.1%（50.2%）と比較すると、100～300 人未満規模企業と 500～1,000 人未満規模企業及び 1,000 人以上規模企業が上回っている。

（３）産業別の状況 （別添第３表）

① 産業別についてみると、雇用されている障害者数は、「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」「学術研究、専門・技術サービス業」「複合サービス業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」以外の全ての業種で前年を上回っている。

② 実雇用率では、「農、林、漁業」（2.08%）が法定雇用率を上回っている。また、「農、林、漁業」（2.08%）、「製造業」（1.97%）、「卸売業、小売業」（1.93%）、「金融業、保険業」（1.86%）「医療、福祉」（1.95%）の５業種は、民間企業全体の実雇用率（1.83%）を上回っている。

③ 法定雇用率達成企業の割合では、「農、林、漁業」（77.8%）、「製造業」（58.8%）、「医療、福祉」（63.0%）の３業種は、民間企業全体の法定雇用率達成企業の割合（53.1%）を上回っている。

（４）法定雇用率未達成企業の状況 （別添第４表）

① 法定雇用率未達成企業のうち、不足数が 0.5 人から 1 人である企業（1 人不足企業）が、68.6%と過半数を占めている（1 人不足企業のうち 300 人未満の企業が、94.9%を占める）。

② 法定雇用率未達成企業のうち、障害者を 1 人も雇用していない企業（0 人雇用企業）が、59.9%を占めている。

(5) 今後の取組

本県の障害者実雇用率(1.83%)が全国実雇用率(1.88%)を下回っていることから、茨城労働局・ハローワークでは次の点について推進いたします。

① 法定雇用率未達成企業に対する指導

- ア) 平成 27 年 4 月から新たに障害者雇用納付金制度の対象企業となった企業規模 100 人超 200 人以下企業(平成 27 年 3 月までは企業規模 200 人超企業が納付金制度対象企業)のうち法定雇用率未達成企業
- イ) 法定雇用率未達成企業のうち 1 人不足企業が、68.6%と過半数を含めていることから、1 人不足企業等を中心に、事業主訪問による指導を実施します。

② 障害者就職面接会の開催

法定雇用率未達成企業に対して面接会への参加を要請します。

③ 茨城障害者職業センター等との連携強化

障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、職場適応援助及び同行紹介等、法定雇用率未達成企業への就職支援を行い、着実な雇用に結びつけます。

④ 障害者雇用の促進に向けた P R 活動の展開

茨城県とも連携し、経済団体等への要請活動、ポスターの掲示、各種広報誌の発行などを通じて、さらなる障害者雇用の促進に向けた P R 活動に努めます。

2 地方公共団体及び独立行政法人等における在職状況

地方公共団体及び独立行政法人等については、民間企業に率先垂範して障害者の雇用を推進すべき立場にあるため、平成 18 年より雇用状況について発表を行っています。

(1) 茨城県の機関[法定雇用率 2.3%] (別添第 5 表)

茨城県の機関に在職している障害者の数は 160.5 人で、前年より 1.9% (3.0 人) 増加しており、実雇用率は 2.38%と、前年に比べ 0.02 ポイント上昇した。

(2) 茨城県教育委員会[法定雇用率 2.2%] (別添第 6 表)

茨城県教育委員会に在職している障害者の数は 363.5 人で、前年より 1.6% (6.0 人) 低下しており、実雇用率は 2.22%と、前年に比べ 0.02 ポイント低下した。

(3) 市町村の機関[法定雇用率 2.3%] (別添第 7 表)

市町村の機関に在職している障害者の数は 538.0 人で、前年より 1.0% (5.5 人) 増加しており、実雇用率は 2.45%と、前年に比べ 0.02 ポイント上昇した。

（４）独立行政法人等[法定雇用率 2.3%] （別添第 8 表）

独立行政法人等に在職している障害者の数は 599.5 人で、前年より 0.5%（3.0 人）低下しており、実雇用率は、2.45%と、前年に比べ 0.09 ポイント低下した。

1 機関が未達成であったが、平成 27 年 10 月 1 日現在で達成している。

◎ 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.88	0.06	47.2	2.5	41,485	87,935
北海道	1.95	0.05	49.9	2.3	1,602	3,209
青森	1.89	0.06	51.5	4.3	454	881
岩手	1.99	0.06	54.1	1.2	499	923
宮城	1.79	0.05	46.6	0.9	648	1,392
秋田	1.84	0.07	57.5	2.4	393	683
山形	1.93	0.05	53.4	1.8	461	864
福島	1.84	0.08	50.5	2.6	661	1,308
茨城	1.83	0.08	53.1	2.9	750	1,413
栃木	1.82	0.06	55.1	4.0	594	1,079
群馬	1.80	0.01	52.3	0.7	697	1,333
埼玉	1.86	0.06	45.8	2.1	1,290	2,815
千葉	1.82	0.05	49.0	1.5	1,049	2,139
東京	1.81	0.04	32.1	1.8	5,789	18,013
神奈川	1.82	0.07	44.0	2.4	1,862	4,233
新潟	1.85	0.10	54.4	4.6	927	1,705
富山	1.91	0.06	56.2	1.5	540	961
石川	1.86	0.04	54.3	2.5	506	932
福井	2.32	0.06	53.2	△0.3	346	650
山梨	1.83	0.04	55.8	4.3	307	550
長野	1.98	0.02	59.5	2.3	889	1,493
岐阜	1.89	0.10	55.0	4.0	757	1,377
静岡	1.86	0.06	49.4	1.8	1,299	2,630
愛知	1.81	0.07	45.4	3.5	2,515	5,544
三重	1.97	0.18	55.7	3.5	565	1,014
滋賀	1.98	0.11	59.1	4.2	439	743
京都	1.97	0.02	49.7	2.3	835	1,680
大阪	1.84	0.03	44.0	1.4	3,137	7,132
兵庫	1.97	0.07	51.8	2.7	1,591	3,069
奈良	2.40	0.18	58.6	2.4	307	524
和歌山	2.16	0.10	61.7	4.7	330	535
鳥取	1.99	0.11	54.8	4.2	233	425
島根	2.13	0.11	64.6	3.0	338	523
岡山	2.29	0.13	51.3	1.3	680	1,326
広島	1.95	0.05	47.3	2.2	986	2,086
山口	2.51	0.05	54.8	2.3	459	837
徳島	2.04	0.14	64.2	6.7	269	419
香川	1.88	0.00	55.7	△0.8	434	779
愛媛	1.82	0.08	48.6	1.6	443	911
高知	2.14	0.10	61.1	6.6	288	471
福岡	1.88	0.08	50.2	4.0	1,662	3,310
佐賀	2.37	0.10	71.3	4.9	381	534
長崎	2.14	△0.01	57.4	1.7	534	930
熊本	2.19	0.05	56.3	3.6	637	1,131
大分	2.43	0.15	58.7	3.3	437	744
宮崎	2.24	0.09	68.6	5.2	498	726
鹿児島	2.09	0.07	59.0	1.2	642	1,088
沖縄	2.29	0.14	60.3	4.5	525	871

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……………
 - 一般の民間企業 …………… 2. 0 %
(50人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 3 %
〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 3 %
(43.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 2 %
(45.5人以上規模の機関)

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

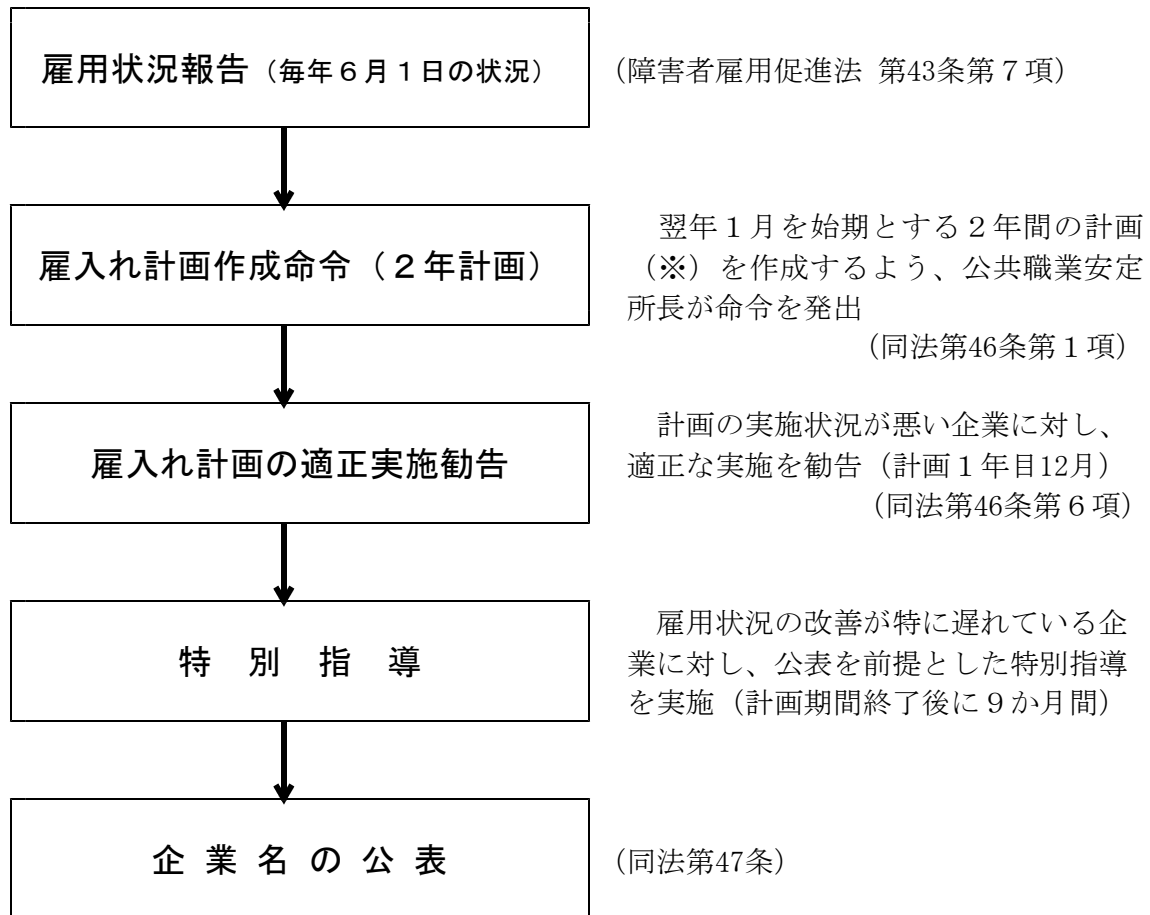
注1 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

注2 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

注3 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕（全国の数字）

○ 平成26年度の実績

* 「雇入れ計画作成命令」の発出	4 5 2 社
* 雇入れ計画の「適正実施勧告」	1 5 4 社
* 「特別指導」の実施	6 7 社

○ 雇入れ計画を実施中の企業 6 4 0 社（26年度）

○ 企業名の公表

平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
18年度 2社、19年度 3社（うち1社は再公表）、20年度 4社、
21年度 7社（うち1社は再公表）、22年度 6社（うち2社は再公表）
23年度 3社（うち1社は再公表）、24年度 0社、25年度 0社、
26年度 8社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

障害者の雇用状況

茨城労働局職業安定部職業対策課

平成27年6月1日現在の「障害者雇用状況報告」結果概要は次のとおりである。

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.0%）

県内に本社を置く従業員規模50人以上の企業を報告対象としたものである。

報告対象は1,413企業で、雇用されている障害者数は4,927.0人、実雇用率は1.83%、雇用率達成企業の割合は53.1%となっている。

以下詳細については、次表のとおりである。

第1表 民間企業における障害者雇用状況

区分 調査日	企業数	法定雇用 障害者数の 算定の 基礎となる 労働者数	A 重度身体 障害者	B 重度身体 障害者 以外	C 短時間 重度身体 障害者	D 短時間 重度身体 障害者 以外	E 重度知的 障害者	F 重度知的 障害者 以外	G 短時間 重度知的 障害者	H 短時間 重度知的 障害者 以外	I 精神 障害者	J 短時間 精神 障害者	K 身体計 (A×2+B +C+D× 0.5)	L 知的計 (E×2+F +G+H× 0.5)	M 精神計 (I+L× 0.5)	障害者数 合計 (K+L+ M)	実雇用率	雇用率 達成 企業数	達成企業 の割合
平成27年6月1日	1,413	269,792.0	945	1,191	129	194	214	659	49	169	301	197	3,307.0	1,220.5	399.5	4,927.0	1.83	750	53.1
平成26年6月1日	1,387	270,032.0	929	1,235	119	151	198	616	48	160	243	104	3,287.5	1,140.0	295.0	4,722.5	1.75	696	50.2

(注1)「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

(注2)重度身体障害者又は重度知的障害者については、1人の雇用をもって2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてダブルカウントされる。

(注3)重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

(注4)平成18年4月1日からは、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）である労働者（短時間労働者は1人をもって0.5人分）も雇用率の対象となった。

第2表 民間企業における規模別障害者雇用状況

区分 規模別	年度	企業数	法定雇用 障害者数の 算定の 基礎となる 労働者数	A 重度身体 障害者	B 重度身体 障害者 以外	C 短時間 重度身体 障害者	D 短時間 重度身体 障害者 以外	E 重度知的 障害者	F 重度知的 障害者 以外	G 短時間 重度知的 障害者	H 短時間 重度知的 障害者 以外	I 精神 障害者	J 短時間 精神 障害者	K 身体計 (A×2+B +C+D× 0.5)	L 知的計 (E×2+F +G+H× 0.5)	M 精神計 (I+L× 0.5)	障害者数 合計 (K+L+ M)	実雇用率	雇用率 達成 企業数	達成企業 の割合
50～ 100人未満	27年	666	45,980.5	107	183	23	27	26	96	10	26	40	76	433.5	171.0	78.0	682.5	1.48	339	50.9
	26年	658	45,675.5	100	190	18	21	19	79	7	26	37	17	418.5	137.0	45.5	601.0	1.32	339	51.5
100～ 300人未満	27年	568	86,914.0	277	425	36	90	63	206	17	56	99	42	1,060.0	377.0	120.0	1,557.0	1.79	314	55.3
	26年	542	82,463.0	265	418	35	55	45	181	14	45	63	32	1,010.5	307.5	79.0	1,397.0	1.69	264	48.7
300～ 500人未満	27年	101	34,960.0	120	130	27	26	25	61	7	21	42	28	410.0	128.5	56.0	594.5	1.70	51	50.5
	26年	109	37,298.0	124	152	17	17	23	65	10	21	41	8	425.5	131.5	45.0	602.0	1.61	48	44.0
500～ 1,000人未満	27年	45	26,195.0	107	127	13	15	25	51	4	13	30	14	361.5	111.5	37.0	510.0	1.95	26	57.8
	26年	46	28,244.5	111	140	21	17	44	72	5	12	30	8	391.5	171.0	34.0	596.5	2.11	27	58.7
1,000人 以上	27年	33	75,742.5	334	326	30	36	75	245	11	53	90	37	1,042.0	432.5	108.5	1,583.0	2.09	20	60.6
	26年	32	76,351.0	329	335	28	41	67	219	12	56	72	39	1,041.5	393.0	91.5	1,526.0	2.00	18	56.3
合計	27年	1,413	269,792.0	945	1,191	129	194	214	659	49	169	301	197	3,307.0	1,220.5	399.5	4,927.0	1.83	750	53.1
	26年	1,387	270,032.0	929	1,235	119	151	198	616	48	160	243	104	3,287.5	1,140.0	295.0	4,722.5	1.75	696	50.2

第3表 民間企業における産業別障害者雇用状況

区分 産業別	年度	企業数	法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者数	A 重度身体障害者	B 重度身体障害者以外	C 短時間 重度身体障害者	D 短時間 重度身体障害者以外	E 重度知的障害者	F 重度知的障害者以外	G 短時間 重度知的障害者	H 短時間 重度知的障害者以外	I 精神障害者	J 短時間 精神障害者	K 身体計 (A×2+B+C+D×0.5)	L 知的計 (E×2+F+G+H×0.5)	M 精神計 (I+J×0.5)	障害者数 合計 (K+L+M)	実雇用率	雇用率達成企業数	達成企業の割合
農、林、漁業	27年	9	767.5	1	2	0	0	1	7	0	0	3	0	4.0	9.0	3.0	16.0	2.08	7	77.8
	26年	5	495.5	1	1	0	0	0	6	0	0	0	0	3.0	6.0	0.0	9.0	1.82	4	80.0
鉱業、採石業、 砂利採取業	27年	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0	—
	26年	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0	—
建設業	27年	34	3,506.0	13	10	0	0	1	2	0	0	2	0	36.0	4.0	2.0	42.0	1.20	13	38.2
	26年	33	3,462.5	12	13	0	0	1	0	0	0	2	0	37.0	2.0	2.0	41.0	1.18	14	42.4
製造業	27年	434	76,701.0	306	409	11	27	63	222	7	16	90	18	1,045.5	363.0	99.0	1,507.5	1.97	255	58.8
	26年	435	81,428.0	316	447	13	16	79	236	7	12	72	8	1,100.0	407.0	76.0	1,583.0	1.94	243	55.9
電気・ガス・熱供給・水道業	27年	7	796.5	1	3	0	0	0	0	0	0	2	0	5.0	0.0	2.0	7.0	0.88	3	42.9
	26年	7	760.5	2	3	0	0	0	0	0	0	1	0	7.0	0.0	1.0	8.0	1.05	3	42.9
情報通信業	27年	38	9,750.5	46	36	2	2	0	1	1	1	13	1	131.0	2.5	13.5	147.0	1.51	10	26.3
	26年	33	9,156.5	40	34	1	2	0	0	1	1	10	0	116.0	1.5	10.0	127.5	1.39	7	21.2
運輸業、郵便業	27年	117	18,723.5	48	106	8	13	13	50	1	6	15	1	216.5	80.0	15.5	312.0	1.67	59	50.4
	26年	115	19,101.5	50	118	4	10	10	52	3	11	15	2	227.0	80.5	16.0	323.5	1.69	58	50.4
卸売業、小売業	27年	147	52,988.5	154	178	36	47	70	199	15	76	60	54	545.5	392.0	87.0	1,024.5	1.93	65	44.2
	26年	146	52,670.5	131	178	37	48	61	178	19	74	60	45	501.0	356.0	82.5	939.5	1.78	59	40.4
金融業、保険業	27年	14	11,061.0	64	50	3	5	3	7	0	0	9	0	183.5	13.0	9.0	205.5	1.86	5	35.7
	26年	13	10,857.5	64	47	4	4	3	5	0	0	7	0	181.0	11.0	7.0	199.0	1.83	4	30.8
不動産業、物品賃貸業	27年	13	2,297.0	7	9	0	0	0	4	0	0	2	2	23.0	4.0	3.0	30.0	1.31	3	23.1
	26年	14	2,356.0	7	7	1	0	0	3	0	0	1	2	22.0	3.0	2.0	27.0	1.15	2	14.3
学術研究、専門・技術サービス業	27年	21	2,956.0	14	12	1	0	0	0	0	0	3	0	41.0	0.0	3.0	44.0	1.49	10	47.6
	26年	25	3,410.0	13	15	1	0	0	0	0	0	4	0	42.0	0.0	4.0	46.0	1.35	12	48.0
宿泊業、飲食サービス業	27年	27	3,577.5	6	8	2	21	3	13	0	8	4	0	32.5	23.0	4.0	59.5	1.66	12	44.4
	26年	24	3,085.5	4	5	3	2	2	14	0	9	4	1	17.0	22.5	4.5	44.0	1.43	14	58.3
生活関連サービス業、娯楽業	27年	55	7,109.0	12	26	3	5	7	18	5	1	11	5	55.5	37.5	13.5	106.5	1.50	23	41.8
	26年	53	7,050.0	11	21	3	5	3	9	1	4	10	7	48.5	18.0	13.5	80.0	1.13	20	37.7
教育、学習支援業	27年	27	3,295.5	14	11	0	0	2	0	0	0	5	0	39.0	4.0	5.0	48.0	1.46	14	51.9
	26年	26	3,141.5	14	10	0	0	2	0	0	0	2	0	38.0	4.0	2.0	44.0	1.40	12	46.2
医療、福祉	27年	327	47,753.5	171	197	37	44	41	106	18	53	50	98	598.0	232.5	99.0	929.5	1.95	206	63.0
	26年	310	44,585.5	168	198	26	28	27	86	15	41	28	28	574.0	175.5	42.0	791.5	1.78	178	57.4
複合サービス業	27年	21	5,871.5	21	24	5	1	4	7	0	0	6	7	71.5	15.0	9.5	96.0	1.64	11	52.4
	26年	28	6,253.0	25	24	5	4	4	7	0	1	8	4	81.0	15.5	10.0	106.5	1.70	17	60.7
サービス業（他に分類されないもの）	27年	122	22,637.5	67	110	21	29	6	23	2	8	26	11	279.5	41.0	31.5	352.0	1.55	54	44.3
	26年	120	22,218.0	71	114	21	32	6	20	2	7	19	7	293.0	37.5	22.5	353.0	1.59	49	40.8
合 計	27年	1,413	269,792.0	945	1,191	129	194	214	659	49	169	301	197	3,307.0	1,220.5	399.5	4,927.0	1.83	750	53.1
	26年	1,387	270,032.0	929	1,235	119	151	198	616	48	160	243	104	3,287.5	1,140.0	295.0	4,722.5	1.75	696	50.2

第4表 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分 規模別	法定雇用率未達成企業の数	未達成企業のうち障害者の数が0人である企業数					
		うち0.5人又は1人不足	うち1.5人又は2人不足	うち2.5人又は3人不足	うち3.5人又は4人不足	うち4.5人又は5人以上不足	
計	663	455	127	52	15	14	397
	100.0%	68.6%	19.2%	7.8%	2.3%	2.1%	59.9%
50～100人未満	327	327	0	0	0	0	318
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	97.2%
100～300人未満	254	105	113	33	1	2	78
	100.0%	41.3%	44.5%	13.0%	0.4%	0.8%	30.7%
300～500人未満	50	15	9	12	9	5	1
	100.0%	30.0%	18.0%	24.0%	18.0%	10.0%	2.0%
500～1,000人未満	19	6	3	5	3	2	0
	100.0%	31.6%	15.8%	26.3%	15.8%	10.5%	0.0%
1,000人以上	13	2	2	2	2	5	0
	100.0%	15.4%	15.4%	15.4%	15.4%	38.5%	0.0%

2 茨城県の機関及び市町村等における雇用状況

都道府県及び市町村等の障害者任免状況通報対象機関（法定雇用率2.3％）は、算定基礎職員数43.5人以上の機関を対象としたものである。

茨城県の機関の通報対象は4機関で、雇用されている障害者数は160.5人、実雇用率は2.38％、市町村等の通報機関は55機関で、雇用されている障害者数は538.0人、実雇用率は2.45％となっている。

また、都道府県の教育委員会（法定雇用率2.2％）は、算定基礎職員数45.5人以上の機関を通報対象としたものである。

茨城県教育委員会では、雇用されている障害者数は363.5人、実雇用率は2.22％となっている。

以下詳細については、次表のとおりである。

第5表 県の機関の雇用状況

区分 機関名	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
計	6,730.0 (6,684.0)	160.5 (157.5)	2.38 (2.36)	0.0 (0.0)	()内は、平成26年6月1日現在の数値。
茨城県知事部局	5,319.0	128.0	2.41	0.0	
茨城県病院局	588.5	13.0	2.21	0.0	
茨城県企業局	192.0	5.0	2.60	0.0	
茨城県警察本部	630.5	14.5	2.30	0.0	

第6表 県教育委員会の雇用状況

区分 機関名	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
茨城県教育委員会	16,406.0 (16,520.0)	363.5 (369.5)	2.22 (2.24)	0.0 (0.0)	()内は、平成26年6月1日現在の数値。

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数を切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。

第7表 市町村等の雇用状況

区分 機関名		① 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
計		21,932.5 (21,873.5)	538.0 (532.5)	2.45 (2.43)	0.0 (0.0)	()内は、平成26年6月1日現在の数値。
1	水戸市役所	1,117.0	29.0	2.60	0.0	
2	水戸市教育委員会	336.0	8.0	2.38	0.0	
3	水戸市水道部	113.0	3.0	2.65	0.0	
4	ひたちなか市役所	865.0	21.5	2.49	0.0	特例認定あり。
5	那珂市役所	450.0	12.0	2.67	0.0	特例認定あり。
6	茨城町役場	250.0	5.0	2.00	0.0	特例認定あり。
7	大洗町役場	150.5	4.0	2.66	0.0	教育委員会は43.5人未満のため調査対象外。
8	城里町役場	168.0	5.0	2.98	0.0	
9	城里町教育委員会	59.5	2.0	3.36	0.0	
10	東海村役場	475.5	13.0	2.73	0.0	特例認定あり。
11	笠間市役所	749.5	23.5	3.14	0.0	特例認定あり。
12	日立市役所	1,124.0	27.0	2.40	0.0	特例認定あり。
13	筑西市役所	704.0	18.0	2.56	0.0	
14	筑西市教育委員会	122.0	3.0	2.46	0.0	
15	結城市役所	320.0	7.0	2.19	0.0	教育委員会は43.5人未満のため調査対象外。
16	桜川市役所	470.5	11.0	2.34	0.0	特例認定あり。
17	県西総合病院	157.5	3.0	1.90	0.0	
18	下妻市役所	344.0	8.0	2.33	0.0	
19	下妻市教育委員会	129.0	3.0	2.33	0.0	
20	八千代町役場	176.0	4.0	2.27	0.0	特例認定あり。
21	土浦市役所	804.5	20.5	2.55	0.0	特例認定あり。
22	つくば市役所	1,171.0	26.0	2.22	0.0	
23	つくば市教育委員会	162.0	4.0	2.47	0.0	
24	かすみがうら市役所	394.5	10.0	2.53	0.0	特例認定あり。
25	阿見町役場	294.0	6.0	2.04	0.0	特例認定あり。
26	古河市役所	902.0	23.0	2.55	0.0	特例認定あり。
27	境町役場	294.5	8.0	2.72	0.0	特例認定あり。
28	五霞町役場	86.0	2.0	2.33	0.0	教育委員会は43.5人未満のため調査対象外。
29	常総市役所	477.0	11.5	2.41	0.0	特例認定あり。
30	守谷市役所	430.0	11.0	2.56	0.0	特例認定あり。
31	坂東市役所	617.5	14.0	2.27	0.0	特例認定あり。
32	つくばみらい市	346.0	7.0	2.02	0.0	
33	つくばみらい市教育委員会	137.0	3.0	2.19	0.0	

区分 機関名		① 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
34	石岡市	623.0	14.0	2.25	0.0	特例認定あり。
35	小美玉市役所	395.5	11.0	2.78	0.0	特例認定あり。
36	常陸大宮市役所	424.0	11.0	2.59	0.0	特例認定あり。
37	常陸太田市役所	354.0	10.0	2.82	0.0	
38	常陸太田市教育委員会	90.0	3.0	3.33	0.0	
39	大子町役場	197.0	5.0	2.54	0.0	教育委員会は43.5人未満のため調査対象外。
40	龍ヶ崎市役所	475.0	11.0	2.32	0.0	特例認定あり。
41	取手市役所	521.0	13.0	2.50	0.0	
42	取手市教育委員会	101.0	3.0	2.97	0.0	
43	牛久市役所	326.0	8.0	2.45	0.0	特例認定あり。
44	稲敷市役所	472.5	10.0	2.12	0.0	特例認定あり。
45	利根町役場	160.5	3.0	1.87	0.0	特例認定あり。
46	河内町役場	108.0	5.0	4.63	0.0	教育委員会は43.5人未満のため調査対象外。
47	美浦村役場	113.0	2.0	1.77	0.0	
48	美浦村教育委員会	46.0	1.0	2.17	0.0	
49	高萩市役所	292.5	6.0	2.05	0.0	特例認定あり。
50	北茨城市役所	474.0	11.0	2.32	0.0	特例認定あり。
51	鹿嶋市役所	721.5	19.0	2.63	0.0	特例認定あり。
52	潮来市役所	298.5	6.0	2.01	0.0	特例認定あり。
53	神栖市役所	603.5	13.0	2.15	0.0	特例認定あり。
54	行方市役所	336.0	8.0	2.38	0.0	特例認定あり。
55	鉾田市役所	403.0	9.0	2.23	0.0	特例認定あり。

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数を切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。

4 特例認定とは、市町村部局及び教育委員会等機関の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に限り、特例的に、教育委員会等の機関に勤務する職員を当該市町村部局に勤務する職員とみなすものである。

3 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.3%）

県内に本部を置く算定基礎労働者数43.5人以上の機関を対象としたものである。
報告対象は18機関で、雇用されている障害者数は599.5人、実雇用率は2.45%となっている。
以下詳細については、次表のとおりである。

第8表 独立行政法人等の雇用状況

区分 機関名		① 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる労働 者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
計		24,425.5 (23,691.5)	599.5 (602.5)	2.45 (2.54)	2.5 (2.0)	()内は、平成26年6月1日現在の数値。
1	国立研究開発法人 建築研究所	132.5	4.0	3.02	0.0	
2	国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター	278.0	8.0	2.88	0.0	
3	国立研究開発法人 国立環境研究所	750.0	17.5	2.33	0.0	
4	国立研究開発法人 産業技術総合研究所	4,761.0	109.5	2.30	0.0	
5	独立行政法人 種苗管理センター	317.5	7.0	2.20	0.0	
6	国立研究開発法人 森林総合研究所	1,207.5	32.5	2.69	0.0	
7	国立研究開発法人 土木研究所	584.5	14.0	2.40	0.0	
8	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	4,475.5	102.0	2.28	0.0	
9	国立研究開発法人 農業環境技術研究所	282.5	8.0	2.83	0.0	
10	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構	3,813.5	89.0	2.33	0.0	
11	国立研究開発法人 農業生物資源研究所	589.5	14.0	2.37	0.0	
12	国立研究開発法人 物質・材料研究機構	1,222.5	30.0	2.45	0.0	
13	国立研究開発法人 防災科学技術研究所	274.5	3.5	1.28	2.5	平成27年10月1日現在で障害者数6.0、実雇用率2.06%、不足数0人となった。
14	独立行政法人 教員研修センター	53.5	3.0	5.61	0.0	
15	国立大学法人 茨城大学	700.0	17.0	2.43	0.0	
16	国立大学法人 筑波技術大学	154.5	27.0	17.48	0.0	
17	国立大学法人 筑波大学	3,812.0	90.5	2.37	0.0	
18	大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構	1,016.5	23.0	2.26	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数を切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。